

## 入札時における工事費内訳書の提出について

平成30年4月16日  
水道事業所  
水道管理課出納管財係

水道事業所では、平成30年度から競争入札により発注するすべての建設工事の入札に際してはその金額にかかわらず、入札金額の内訳を記載した書類を提出して頂くことになりましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1 対象工事

競争入札を行うすべての建設工事

#### 2 工事費内訳書の記載事項

ア 入札者の住所、商号又は名称、代表者の職氏名

イ 工事名

ウ 工事費の内訳 ※内訳書の様式は任意とするが、直接工事費については工種ごとに金額を記入すること。

#### 3 工事費内訳書の提出方法

入札書提出と同時に、入札書に添付して提出すること。

#### 4 再度の入札における工事費内訳書の取扱い

初度の入札の結果、落札者が決定せず、ただちに再度の入札を実施した場合は、再度の入札において内訳書の提出を求めない。

#### 5 注意事項

次に該当する場合は、入札を無効とします。

- ・工事費内訳書が提出されない場合(一部未提出、白紙を含む)
- ・内訳書の記載等に不備があり内容が確認できない場合
- ・他の工事又は他の入札参加者が積算した内訳書と認められる場合
- ・入札書の金額と工事費内訳書の総額に著しい相違等がある場合
- ・一式値引きやマイナス計上の項目が記載されている場合

## 6 適用期日

平成30年5月1日以降に公告又は指名通知を行う案件から適用